

新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金などの減免（第2回）について

【発表の要旨】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に水道料金などの減免（第2回）を行い、事業継続を支援します。

1 対象となる事業者

次のいずれにも該当する事業者（法人、個人）の水道料金等を減免します。

- (1) 市内に事業所を有する小売業、飲食業、宿泊業、サービス業を営む事業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月から3月までの間の任意の1カ月において、売上が前々年同月比で50%以上減少している事業者
- (3) 令和元年（平成31年）以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。ただし、創業から2年を経過していない事業者は、対象月の直近までの任意のひと月の売上が前々年同月の売上とみなします。

2 対象となる料金・使用料

事業の用に供している水道料金、公共下水道施設使用料、特定環境保全公共下水道施設使用料、農業集落排水施設使用料、集合浄化槽施設使用料、戸別浄化槽施設使用料

3 対象となる請求、減免率

令和3年5月から10月に請求する分の水道料金等（基本料金、超過料金）が対象となります。

減免率は100%です。ただし、家庭用と事業用を供用している場合は、家庭使用分を除きます。

4 申請書類

申請には、次の書類が必要となります。

- ① 申請書（各条例の規定によるもの）
- ② 申告書（所定の様式となります。）
 - ※ ①及び②については、上下水道課経理係まで電話をいただければ、市から様式を郵送します。また、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。
- ③ 減少を比較する月の売上と前々年同月の売上が分かる書類（売上減少が確認できる書類）
 - ア 確定申告書類の写し（前々年の分）
 - ※ 法人事業者は、前々事業年度のもの
 - ※ 個人事業者は、令和元年（平成31年）のもの
 - ※ ③アについては、令和2年度の減免事業者は提出不要です。
 - イ 売上減少となった月の売上台帳の写し（今年の方）
- ④ 身分証明書の写し（個人事業者のみ）

運転免許証など写真付きの場合は1点、健康保険証など写真なしの場合は他の身分証明書との2点の提出となります。

 - ※ ④については、令和2年度の減免事業者は提出不要です。

5 申請の方法

感染症感染拡大防止の観点から、郵送による申請とします。

上記①から④までの申請書類を、市役所本庁舎の上下水道課へ郵送してください。

【担当】

上下水道課 経理係

課長補佐兼経理係長 工藤 裕志

電話 0195-74-2111（内線 1272）